

# 【山梨県】 帰国者・接触者相談センター

帰国者・接触者相談センターは、感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきか分からないという方の不安を軽減し、また、医療機関を発端とする感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

新型コロナウイルスの感染が疑われる要件を満たす方に対し、専用の受診先をご案内します。最寄りの保健所の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号	FAX番号	管轄地域
甲府市保健所 (医務感染症課)	055-237-8952	055-242-6178	甲府市
中北保健所 (地域保健課)	0551-23-3074	0551-23-3075	甲斐市、中央市、昭和町、 韮崎市、南アルプス市、 北杜市
峡東保健所 (地域保健課)	0553-20-2752	0553-20-2754	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健所 (地域保健課)	0556-22-8158	0556-22-8159	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、 富士川町
富士・東部保健所 (地域保健課)	0555-24-9035	0555-24-9037	富士吉田市、都留市、 大月市、上野原市、 道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村

※夜間・休日(24時間対応)は、メッセージ等により緊急電話番号で相談を受け付けています。